

横浜市総合保健医療センター  
指定管理者申請要項

令和7年6月

横浜市健康福祉局健康推進課

## < 目次 >

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	指定管理者選定の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の選定及び指定	1
	(4) 問合せ先	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	センターの概要	2
	(1) 施設の設置目的	2
	(2) 目的達成の手段	2
	(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	3
	(4) リスク分担	4
	(5) 業務実施上の留意事項	5
5	申請及び選定に関する事項	11
	(1) 選定スケジュール	11
	(2) 申請手続きについて	11
	(3) 審査及び選定の手続きについて	12
	(4) 申請書類について	14
	(5) 申請条件等について	15
6	協定及び準備に関する事項	17
	(1) 協定の締結	17
	(2) 協定の主な内容	17
	(3) 準備業務	18
	(4) 指定候補及び次期指定管理者の変更	18
	(5) 指定取消及び管理業務の停止	18

## 1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市総合保健医療センターは、平成23年度からは、横浜市総合保健医療財団を前提として非公募による選定手続きを実施してきました。

令和8年4月から管理運営を行う指定管理者の選定方法を検討した結果、当該施設は横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの非公募要件である「極めて高度の専門性を要し、利用者等との関係性の維持が極めて重要であること」などに合致することから、令和8年4月から5年間の指定管理者の選定にあたり、現指定管理者である横浜市総合保健医療財団を前提として、非公募による選定手続きを実施します。

## 2 選定の概要

### (1) 対象施設

横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）

### (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### (3) 指定管理者の選定及び指定（「5 申請及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市総合保健医療センター指定管理者の指定に関する要綱」に基づき申請を受け、「横浜市総合保健医療センター条例」（以下「条例」という。）第12条第1項に基づき設置される「横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者の選定を行います。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局健康推進課 総括担当（市庁舎15階）

電話 045 (671) 2451 Fax 045 (663) 4469

E-mail kf-sokatsu@city.yokohama.lg.jp

## 3 指定管理者が行う業務

条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください）

## 4 センターの概要

### (1) 施設の設置目的

センターは、「寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者、生活習慣病患者等に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図るため」に設置される施設です。（条例第1条）

### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです（詳細は、「業務の基準」を参照）。

#### ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 診療所の運営
- (イ) 介護医療院の運営
- (ウ) 介護老人保健施設の運営
- (エ) 精神障害者支援施設の運営
- (オ) 相談・情報提供等の実施
- (カ) 要援護者の在宅支援等事業
- (キ) 緊急時の対応
- (ク) 自主事業の実施

#### イ 建物及び設備の維持保全及び管理に関する業務

センターの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適切な維持保全及び管理を行います。

##### (ア) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

##### (イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

#### ウ センターの利用促進及びサービスの向上に関すること

センターの施設及び利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、センターの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組等を適宜実施します。

### (3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

#### ア 職員配置

法定施設については、それぞれの施設ごとに定められた人員配置基準等に基づき、施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切な職種及び職員数による配置を行います。（詳細は「業務の基準」を参照）

#### イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を基に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります）。なお、条例第2条第7号に規定する精神障害者生活支援施設（以下、「生活支援施設」という。）については、公募提案額を上限とし、指定期間中は、その上限額を超えないこととします。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

また、指定期間中の指定管理料の想定上限額は年額1,021,360千円（生活支援施設を除く部分：944,200千円、生活支援施設：77,160千円）（消費税10%を含む。）とします。ただし、社会情勢等の状況により変更となる場合があります。

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。なお、センターについては既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

また、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

なお、生活支援施設については、賃金水準スライドを導入していませんが、施設の人件費は各年度予算に、賃金水準スライドと同等の金額を上乗せして指定管理料に反映しているため、その中で賃金水準スライドと同様の効果を得られているものとみなします。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

#### ウ 修繕等

##### （ア）生活支援施設を除く部分

1件につき100万円（消費税別）未満の簡易な修繕については指定管理者が自己の責任及

び費用において実施するものとします。1件あたり100万円、年間2,000万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

(イ) 生活支援施設

1件につき100万円（消費税別）未満の簡易な修繕については指定管理者が自己の責任及び費用において実施するものとします。ただし、簡易な修繕の範囲を超える場合又は指定管理者の責任及び費用負担による実施では運営に支障が出ると判断される場合は、費用負担について、市と指定管理者の協議により決定するものとします。

エ センターの運営収入

(ア) 利用料金収入

条例第9条で定める利用料金（診療報酬、介護報酬、自立支援給付費、特別室料、実費相当額など）

(イ) 自主事業による収入

(ウ) その他目的外使用に伴う収入 等

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理 者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		

管理運営内容 の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為 等	指定管理者の組織再編行為等により市に 発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷 及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの				100万円
	(上段：一件当たり、下段：年間合計)				2,000万円
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他 の第三者等に帰責事由があるもの			○	
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症の流行等

#### (5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月条例第25号）

(ウ) 横浜市総合保健医療センター条例施行規則（平成4年8月規則第52号）

(エ) 医療法（昭和23年法律第205号）

(オ) 介護保険法（平成9年法律第123号）

(カ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律  
（平成17年法律第123号）

(キ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

(ク) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- (ケ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (コ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (サ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (シ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (ス) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (セ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他横浜市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市防災計画

イ 業務の基準・評価について

- (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

- (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

- (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトにて公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 3 年目に受審することを原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

- (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

- (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

#### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

#### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

#### (エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

#### (オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

#### (カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとし、その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとし、

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとし、

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、横浜市財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

センターは、現段階では横浜市防災計画等に福祉避難所としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

大規模災害発生時には、避難者の受入れや介護老人保健施設の定員外入所など、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとし、

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとし、

なお、自動販売機等の使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとし、

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利

用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとして  
います。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心企業振興基本条例（平成22年3月条例第9号）により、市内中小  
企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあつ  
て、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発  
注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の  
促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者  
における障害者雇用の状況について調査を実施する必要があるため、これに協力してくださ  
い。

(タ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者  
となっている団体について、財務状況確認を行います。そのため、団体から財務諸表等の財  
務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(チ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者がセンターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することと  
します。

(a) 指定管理者名

(b) センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、す  
べての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウ  
ェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベルAA」に準拠  
したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつ  
た場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消  
の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行なうこととします。

## 5 申請及び選定に関する事項

### (1) 選定スケジュール

ア	申請団体決定のお知らせ	令和7年6月3日(火)
イ	申請要項等の配布	令和7年6月3日(火)から令和7年7月3日(木)まで
ウ	申請要項等に関する質問受付	令和7年6月10日(火)から令和7年6月16日(月)まで
エ	申請要項等に関する質問回答	令和7年6月23日(月)頃(予定)
オ	申請書類の受付期間	令和7年6月3日(火)から令和7年7月3日(木)まで
カ	審査・選定(面接審査実施)	令和7年8月28日(木)
キ	選定結果の通知・公表	令和7年9月上旬
ク	指定管理者の指定	令和7年12月下旬(予定)
ケ	指定管理者との協定締結	令和8年3月下旬(予定)

### (2) 申請手続きについて

#### ア 申請団体決定のお知らせ

現指定管理者から申請書を提出させることにより、非公募で実施するとともに、その旨を横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 申請要項等の配布

##### (ア) 配布期間

令和7年6月3日(火)から令和7年7月3日(木)まで  
(土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

##### (イ) 配布場所

健康福祉局健康推進課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center\\_2/sogohoken\\_sitei5.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center_2/sogohoken_sitei5.html)

#### ウ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

##### (ア) 受付期間

令和7年6月10日(火)午前9時から令和7年6月16日(月)午後5時まで

##### (イ) 受付方法

E-Mailで「横浜市総合保健医療センター指定管理者申請要項等に関する質問書」(様式11)を健康福祉局健康推進課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますのであらかじめ御了承ください。

##### (ウ) 提出先 : [kf-sokatsu@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-sokatsu@city.yokohama.lg.jp)

#### エ 質問への回答

令和7年6月23日(月)(予定)に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center\\_2/sogohoken\\_sitei5.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center_2/sogohoken_sitei5.html)

オ 申請書類の受付

(ア) 申請書類

「5(4)申請書類について」を参照

(イ) 受付期間

令和7年6月3日(火)午前9時から令和7年7月3日(木)午後5時まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局健康推進課まで、持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局健康推進課 総括担当宛

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者または代理人合計5名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会(敬称略、50音順)

氏名	所属等
稲本 淳子	昭和大学横浜市北部病院メンタルケアセンター センター長
沖野 智子	公認会計士
田中 弘子	NPO 法人まぐのりあ 理事長
村山 洋史	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加とヘルシーエイジング研究チーム 研究副部長(テーマリーダー)
山田 典子	横浜市立大学医学部看護学科精神看護学領域 大学院医学研究科看護学専攻博士課程 社会精神看護学専攻 教授

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部または全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	配点
1 総合的な基本方針・達成目標	15
指定管理者としての基本方針・達成目標	15
2 事業計画	55

(1) 診療所の運営に関する事業計画	10
(2) 介護医療院の運営に関する事業計画	10
(3) 介護老人保健施設の運営に関する事業計画	10
(4) 精神障害者支援施設の運営に関する事業計画	10
(5) 安全管理についての考え方	5
(6) 各施設の連携についての考え方	5
(7) その他の事業計画	5
<b>3 職員配置・育成</b>	<b>20</b>
(1) 職員の確保、配置及び育成	20
<b>4 施設の管理運営</b>	<b>60</b>
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	10
(2) 清掃・外溝植栽管理・環境衛生及び廃棄物処理業務	5
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	5
(4) 市民サービス、業務水準の向上	10
(5) 指定管理中の収支計画	10
(6) 収入確保に向けた取組	10
(7) コスト削減に向けた取組	10
<b>合 計</b>	<b>150</b>

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（評価基準項目の合計150点満点の7割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定せず、申請者に申請内容の補正を指示する場合があります。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL：[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center\\_2/sogohoken\\_sitei5.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/center_2/sogohoken_sitei5.html)

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和7年12月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### (4) 申請手続について

電子データ及び紙媒体で次の申請書類を提出してください。電子データは原則 PDF ファイル形式とし、電子メールで提出いただくものとします。紙媒体は次の申請書類をアから順に並べ、原本1部、写しを11部提出してください。なお、写しの書類のうち10部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2-1～様式2-16）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式4）

※「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」より

オ 団体の概要（様式5）

カ 役員等氏名一覧表（様式6）

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書<sup>※1</sup>（応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの）

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。

シ 第4期指定期間（令和3年度～令和7年度）における各施設の利用実績及び次期指定期間（令和8年度～令和12年度）の利用者見込（様式自由）

ス 納税証明書その3の3<sup>※2</sup>（申請要項の配布開始日以降に発行されたもの）

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書<sup>※2</sup>（様式8）

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類<sup>※3</sup>

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類<sup>※3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類<sup>※3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

・その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

※1 健康福祉局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募

(申請)書類として原本を添付し、他の応募(申請)書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類(令和●年●月●日に健康福祉局●●課に提出)として添付」と明記してください。

- ※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9)」を提出してください。
- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式10)を提出してください。

#### (5) 資格要件及び欠格事項について

##### ア 資格要件

現指定管理者

##### イ 欠格事項

次に該当する場合は、申請団体の決定を取り消します。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式6)」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

##### ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

##### エ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### オ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案の申請を行うことはできません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ク 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エからキまでの禁止事項に該当するなど、申請要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

コ 申請書類の開示

申請書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 12）」を提出してください。

シ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

#### ア 管理運営業務の範囲及び内容

- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

指定期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引き継ぎ等を行っていただきます。

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。横浜市は、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられま

す。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求または調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市または指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消または管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消または管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当する場合は、同要綱に基づく指名停止を行います。